

令和 8 年 5 月 井手町

5 月 臨 時 会 会 議 録

井 手 町 議 会

令和 8 年 5 月 井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（5 月 1 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
仮議席の指定	9
議長の選挙	9
議席の指定	1 1
会議録署名議員の指名	1 2
会期の決定	1 2
副議長の選挙	1 2
議会運営委員会委員の選任について	1 4
常任委員会委員の選任について	1 5
議会広報編集委員会委員の選任について	1 5
発議第 2 号 交通対策特別委員会設置に関する決議	1 6
発議第 3 号 議会活性化特別委員会設置に関する決議	1 7
城南衛生管理組合議会議員の選挙	1 8
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	2 0
京都地方税機構議会議員の選挙	2 0
議案第 3 2 号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	2 2
報告第 3 号 専決処分の報告について（井手町税条例）	2 3
報告第 4 号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）	3 0
報告第 5 号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）	3 2
報告第 6 号 専決処分の報告について（7 一般会計補正予算（第 9 回））	3 7
報告第 7 号 専決処分の報告について（7 多賀簡水特会補正（第 3 回））	4 2

報告第 8 号 専決処分の報告について（7 水道事業会計）	4 4
報告第 9 号 専決処分の報告について（7 下水道事業会計）	4 5
閉会中の継続調査の申出について	4 6
閉会	4 6
署名議員	4 7

第 1 号（令和 8 年 5 月 1 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和 8 年 5 月 井手町議会（臨時会）会議録（第 1 号）

招集年月日

令和 8 年 5 月 1 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 8 年 5 月 1 日 午前 10 時 00 分 臨時議長 谷田健治

閉会 令和 8 年 5 月 1 日 午後 2 時 47 分 議長 脇本尚憲

応招議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

不応招議員

なし

出席議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1 番	鶴田	慶祐	6 番	谷田	健治
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中谷	誠	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	横田	雄大	議 会 書 記	神邊	芳隆

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西島	寛道	副 町 長	脇本	和弘
-----	----	----	-------	----	----

参	与	片岡 美佳
教 育 長		中田 邦和
理事兼子育て支援課長事務取扱		花木 秀章
理事兼同和・人権政策課長事務取扱		高江 裕之
安心・安全推進課長		菱本 嘉昭
企 画 財 政 課 長		坂井幸一郎
保 健 医 療 課 長		森田 肇
保健センター所長		畑中 博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山 英高
いづみ人権交流センター所長		林田 夕加
学校給食センター所長		梶田 篤志
学 校 教 育 課 参 事		北川 拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

参	与	山之江 亨
理事兼学校教育課長事務取扱		木村 恵理
理事兼こども家庭センター所長事務取扱		堀 忍
総 務 課 長		平間 克則
税 住 民 課 長		中坊 玲子
会計管理者・会計課長兼務		岩村 恭子
福 祉 課 長 ・ 地域包括支援センター所長兼務		辻井 祐介
建 設 課 長		仁木 崇
上 下 水 道 課 長		西島 豊広
社会教育課長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長・ いづみ児童館長兼務		寺井 佳孝
子育て支援課参事		福岡 良介

令和 8 年 5 月 井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第 1 号〕

令和 8 年 5 月 1 日（金）午前 10 時開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 議会運営委員会委員の選任について

第 6 常任委員会委員の選任について

第 7 議会広報編集委員会委員の選任について

第 8 発議第 2 号 交通対策特別委員会設置に関する決議

第 9 発議第 3 号 議会活性化特別委員会設置に関する決議

第 10 城南衛生管理組合議会議員の選挙

第 11 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 12 京都地方税機構議会議員の選挙

第 13 議案第 32 号 井手町監査委員選任につき同意を求める件

第 14 報告第 3 号 専決処分の報告について（井手町税条例）

第 15 報告第 4 号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）

第 16 報告第 5 号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）

第 17 報告第 6 号 専決処分の報告について（7 一般会計補正予算（第 9 回））

第 18 報告第 7 号 専決処分の報告について（7 多賀簡水特会補正（第 3 回））

第 19 報告第 8 号 繰越計算書について（7 水道事業会計）

第 20 報告第 9 号 繰越計算書について（7 下水道事業会計）

追加議事日程〔第 1 号の追加 2〕

第 21 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議会事務局長（中谷 誠） 皆様、おはようございます。議会事務局長の中谷 誠でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長等役員の構成がまだでございますので、本日の臨時会が開催されるまでの間、私の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。西島町長、よろしくお願いいたします。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。本日ここに、新しく選出された議員各位をお迎えして、謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

議員各位におかれましては、去る４月５日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、激戦の中、住民の期待と負託を受け、めでたくご当選の栄に浴され、本日ここに初議会を開会する運びとなりましたことは、町政推進に当たり、誠に同慶に堪えない次第であります。

さて、我が国の地方自治制度が確立して７９年となりました。これまで本町といたしましては、教育や福祉、環境対策、商工業や農業振興、暮らしの周辺整備、防災対策など、住民福祉向上のため、国や京都府の力強い支援を受けながら、各種事業の充実に向け、積極的に取り組んできたところであります。今ある本町の発展は、ひとえに地域住民のご理解、ご協力はもとより、町議会議員の先輩各位のたゆまぬご努力のたまものであると、改めて敬意と感謝を述べさせていただきます。

ご承知のとおり、今日の地方自治体を取り巻く環境は、急速に進行する人口減少や少子高齢化問題、頻発する自然災害への対応、また、社会保障関係費や借入金の増加により、国をはじめ、地方自治体の財政運営は非常に厳しい状況となっております。さらに、国際情勢の不安定化などにより、さらなる物価高騰のあおりを受け、住民生活にも大きな影響を及ぼしていることもあり、住民要望も多種多様化し、行政の果たすべき役割は以前にも増して大きくなってきております。

このような中、私といたしましては、引き続き、「まちの主人公は住民」との認識の下、本町発展のため、渾身の努力を重ねる所存でありますので、議

員各位におかれましては、町政伸展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げる次第であります。

なお、引き続きご当選の議員各位には、既に本町における令和８年度の行財政各般につきまして、去る３月の定例町議会で私から具体的内容についてご説明を申し上げ、ご議決を頂いておりますので、説明を省略させていただきます。また、新しくご当選されました方々には、先日配付されております当初予算書などの関係資料を十分ご熟読いただきますようお願いいたします。

後になりましたが、議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう心からお祈りいたしますとともに、本臨時議会に提案しております同意案件１件、専決処分の報告５件、地方公営企業法に基づく令和７年度からの繰越計算書の報告２件、計８件の案件の内容につきましては、後ほど各担当より説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

議会事務局長（中谷 誠） 続きまして、行政側から出席いただいております理事者並びに職員の紹介を脇本副町長からお願いいたします。

副町長（脇本和弘） それでは、私の方から行政側の出席者を紹介させていただきます。

まず、中田邦和教育長でございます。

教育長（中田邦和） 中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 続きまして、特定任期付き職員の紹介をさせていただきます。

まず、民生関係を所管する参与の片岡美佳でございます。

参与（片岡美佳） 片岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、事業関係、危機管理を所管する参与の山之江亨でございます。

参与（山之江亨） 山之江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 続きまして、理事級の紹介をさせていただきます。

まず、理事兼同和・人権政策課長事務取扱の高江裕之でございます。

理事（高江裕之） 高江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、理事兼子育て支援課長事務取扱の花木秀章でございます。

理事（花木秀章） 花木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、理事兼こども家庭センター所長事務取扱の堀忍
でございます。

理事（堀 忍） 堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、理事兼学校教育課長事務取扱の木村恵理でござ
います。

理事（木村恵理） 木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 続きまして、課長級の紹介をさせていただきます。

まず、総務課長の平間克則でございます。

総務課長（平間克則） 平間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

副町長（脇本和弘） 次に、安心・安全推進課長の菱本嘉昭でございます。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 菱本です。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、企画財政課長の坂井幸一郎でございます。

企画財政課長（坂井幸一郎） 坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

副町長（脇本和弘） 次に、税住民課長の中坊玲子でございます。

税住民課長（中坊玲子） 中坊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

副町長（脇本和弘） 次に、いづみ人権交流センター所長の林田夕加でござ
います。

いづみ人権交流センター所長（林田夕加） 林田でございます。どうぞよろ
しくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、福祉課長の辻井祐介でございます。

福祉課長（辻井祐介） 辻井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

副町長（脇本和弘） 次に、保健医療課長の森田肇でございます。

保健医療課長（森田 肇） 森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
します。

副町長（脇本和弘） 次に、子育て支援課参事の福岡良介でございます。

子育て支援課参事（福岡良介） 福岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
します。

副町長（脇本和弘） 次に、保健センター所長の畑中博之でございます。

保健センター所長（畑中博之） 畑中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、建設課長の仁木崇でございます。

建設課長（仁木 崇） 仁木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、産業環境課長・自然休養村管理センター館長兼務の奥山英高でございます。

産業環境課長（奥山英高） 奥山でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、上下水道課長の西島豊広でございます。

上下水道課長（西島豊広） 西島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、学校教育課参事の北川拓男でございます。

学校教育課参事（北川拓男） 北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、社会教育課長・山吹ふれあいセンター所長・図書館長・いづみ児童館長兼務の寺井佳孝でございます。

社会教育課長（寺井佳孝） 寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、学校教育センター所長の梶田篤志でございます。

学校給食センター所長（梶田篤志） 梶田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、会計管理者・会計課長兼務の岩村恭子でございます。

会計管理者（岩村恭子） 岩村でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 最後に、私、副町長の脇本和弘でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。

議会書記の新田純平でございます。

議会書記（新田純平） 新田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 同じく横田雄大でございます。

議会書記（横田雄大） 横田です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 同じく神邊芳隆でございます。

議会書記（神邊芳隆） 神邊と申します。よろしくお願いします。

議会事務局長（中谷 誠） どうかよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の谷田健治議員をご紹介します。

谷田健治議員、議長席の方へお願いいたします。

臨時議長（谷田健治） ただいま紹介されました谷田健治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日招集されました令和8年5月臨時会において、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うこととなりました。議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何とぞ格段のご協力を頂きますようお願いいたします、ご挨拶といたします。

ここで、当選されました議員の紹介を事務局よりお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 当選議員のご紹介をさせていただきます。

ただいま臨時議長をお願いしております谷田健治議員でございます。

臨時議長（谷田健治） 谷田健治です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 脇本尚憲議員でございます。

10番（脇本尚憲） 脇本尚憲です。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 奥田俊夫議員でございます。

9番（奥田俊夫） 奥田俊夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 田中保美議員でございます。

8番（田中保美） 田中保美です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 鎌田隆宏議員でございます。

7番（鎌田隆宏） 鎌田隆宏でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 木村健太議員でございます。

5番（木村健太） 木村健太でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 加賀山睦議員でございます。

4 番（加賀山睦） 加賀山睦です。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 岩田幸子議員でございます。

3 番（岩田幸子） 岩田幸子です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 中谷祥彰議員でございます。

2 番（中谷祥彰） 中谷祥彰でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 鶴田慶祐議員でございます。

1 番（鶴田慶祐） 鶴田慶祐です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（中谷 誠） 以上で紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（谷田健治） どうもありがとうございました。

これから令和 8 年 5 月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（谷田健治） ただいまの出席議員数は 10 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に木村健太議員及び奥田俊夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

臨時議長（谷田健治） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（谷田健治） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（谷田健治） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（中谷 誠） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

- 1 番、鶴田慶祐議員。
- 2 番、中谷祥彰議員。
- 3 番、岩田幸子議員。
- 4 番、加賀山睦議員。
- 5 番、木村健太議員。
- 6 番、谷田健治議員。
- 7 番、鎌田隆宏議員。
- 8 番、田中保美議員。
- 9 番、奥田俊夫議員。
- 1 0 番、脇本尚憲議員。

(投票)

臨時議長（谷田健治） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（谷田健治） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村健太議員及び奥田俊夫議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長（谷田健治） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 0 票、有効投票 1 0 票、無効 0 票です。有効投票のうち、脇本尚憲議員 9 票、鶴田慶祐議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、脇本尚憲議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

臨時議長（谷田健治） ただいま議長に当選されました脇本尚憲議員がおられます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました脇本尚憲議員から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

脇本尚憲議員。

議長（脇本尚憲） それでは、一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙を頂き、井手町議会議長の要職に就任す

ることは、誠に身に余る光栄であります。

私は、本議会議員として8年、井手町の発展と住民福祉の向上のため努めてまいりました。ここに皆様方のご推挙を受けましたからには、身を挺してそのご厚情に対し、報いる覚悟を新たにしているところであります。

なお、今後の議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう、不肖の身ではありますが、誠心誠意努力する所存であります。

また、議員各位におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、理事者の皆様に申し上げます。我々議会といたしましては、多岐にわたる住民ニーズに的確に応えるよう、行政と議会が一体となって井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でございます。重ねて皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（谷田健治）　これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで、日程追加の準備をいたします間、暫時休憩いたします。

脇本尚憲議長、議長席にお着き願います。

休憩　午前10時27分

再開　午前10時29分

議長（脇本尚憲）　休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、議事日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事日程を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　異議なしと認めます。したがって、配付のとおり日程を追加して、議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって指定します。議員の皆さんの氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（中谷　誠）　議席番号を朗読いたします。

1番、鶴田慶祐議員。

2 番、中谷祥彰議員。
3 番、岩田幸子議員。
4 番、加賀山睦議員。
5 番、木村健太議員。
6 番、谷田健治議員。
7 番、鎌田隆宏議員。
8 番、田中保美議員。
9 番、奥田俊夫議員。
10 番、脇本尚憲議員。

以上であります。

議長（脇本尚憲） ただいま朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、鶴田慶祐議員、6番、谷田健治議員を指名いたします。

以上の両議員に差支えのある場合は、次の議席番号の方をお願いいたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（脇本尚憲） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に木村健太議員及び田中保美議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（脇本尚憲） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（脇本尚憲） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（中谷 誠） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1 番、鶴田慶祐議員。

2 番、中谷祥彰議員。

3 番、岩田幸子議員。

4 番、加賀山睦議員。

5 番、木村健太議員。

6 番、谷田健治議員。

7 番、鎌田隆宏議員。

8 番、田中保美議員。

9 番、奥田俊夫議員。

10 番、脇本尚憲議員。

（投票）

議長（脇本尚憲） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村健太議員及び田中保美議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

議長（脇本尚憲） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、鎌田隆宏議員9票、奥田俊夫議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、鎌田隆宏議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長（脇本尚憲） ただいま副議長に当選されました鎌田隆宏議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました鎌田隆宏議員から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

鎌田隆宏議員。

副議長（鎌田隆宏） 副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして井手町議会副議長に選ばれましたことは大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。

今後は、議長を補佐し、本町のさらなる発展と町民福祉の向上のため、また、議会活性化のため、誠心誠意取り組んでまいる所存です。

これからも、皆様のさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（脇本尚憲） この際、暫時休憩いたします。議員の皆様は休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集願います。なお、理事者三役の方との記念撮影につきましては追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。また、午後からの再開時間は1時半からといたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

議長（脇本尚憲） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、木村健太議員、谷田健治議員、鎌田隆宏議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、以上5名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告お願いいたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 01 分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には奥田俊夫議員、副委員長には鎌田隆宏議員が就任されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第 6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、中谷祥彰議員、加賀山睦議員、鎌田隆宏議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、以上 5 人を総務文教常任委員に、鶴田慶祐議員、岩田幸子議員、木村健太議員、谷田健治議員、脇本尚憲議員、以上 5 名を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 03 分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には田中保美議員、副委員長には加賀山睦議員、産業厚生常任委員会の委員長には木村健太議員、副委員長には鶴田慶祐議員が就任されましたので、ご報告させていただきます。

次に、日程第 7、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報発行に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、議員全員を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、議員全員を議会広報

編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 04 分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には木村健太議員、副委員長には中谷祥彰議員が就任されましたので、ご報告させていただきます。

次に、日程第 8、発議第 2 号、交通対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

発議第 2 号について、提出議員から提案理由の説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田俊夫議員。

9 番（奥田俊夫） 9 番、奥田俊夫です。

発議第 2 号、令和 8 年 5 月 1 日、井手町議会議長脇本尚憲様。提出者、井手町議会議員奥田俊夫。交通対策特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

1 枚めくっていただいて、交通対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、交通対策特別委員会を設置するものとする。記といたしまして、1、名称、交通対策特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第 109 条及び井手町議会委員会条例第 5 条。3、目的、井手町の交通体系の整備促進のため調査・研究を行う。4、委員の定数、5 人。5、期間、調査が終了するまでとする。

以上です。

議長（脇本尚憲） お諮りします。奥田俊夫議員から提出されました交通対策特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました交通対策特別委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、鶴田慶祐議員、

岩田幸子議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、以上５名を委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました５名の議員を交通対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長まで報告願います。

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時０７分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には田中保美議員、副委員長には岩田幸子議員が就任されましたので、ご報告させていただきます。

次に、日程第９、発議第３号、議会活性化特別委員会設置に関する決議を議題とします。

発議第３号について、提出議員から提案理由の説明を願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田俊夫議員。

９番（奥田俊夫） 発議第３号、令和８年５月１日、井手町議会議長脇本尚憲様。提出者、井手町議会議員奥田俊夫。議会活性化特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

１枚めくっていただいて、議会活性化特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記といたしまして、１、名称、議会活性化特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法第１０９条及び井手町議会委員会条例第５条。３、目的、地方分権の流れを背景に、議会の果たす役割は、ますます重要になってきている。このため、議会活性化に取り組み、住民に開かれた議会に向けての方策を調査・研究する。４、委員の定数、１０人。５、期間、調査が終了するまでとする。

以上です。

議長（脇本尚憲） お諮りします。奥田俊夫議員から提出されました議会活

性化特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会活性化特別委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を議会活性化特別委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩中に議会活性化特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には鎌田隆宏議員、副委員長には奥田俊夫議員が就任されましたので、ご報告します。

次に、日程第10、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

城南衛生管理組合規約第5条及び第6条の規定により、井手町選出議員は2名となっております。

お諮りします。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（脇本尚憲） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に木村健太議員及び田中保美議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（脇本尚憲） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

議長（脇本尚憲） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。点呼を命じます。

議会事務局長（中谷 誠） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1 番、鶴田慶祐議員。

2 番、中谷祥彰議員。

3 番、岩田幸子議員。

4 番、加賀山睦議員。

5 番、木村健太議員。

6 番、谷田健治議員。

7 番、鎌田隆宏議員。

8 番、田中保美議員。

9 番、奥田俊夫議員。

10 番、脇本尚憲議員。

（投票）

議長（脇本尚憲） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村健太議員及び田中保美議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

議長（脇本尚憲） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、奥田俊夫議員 5 票、鎌田隆宏議員 4 票、谷田健治議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、奥田俊夫議員、鎌田隆宏議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長（脇本尚憲）　　ただいま城南衛生管理組合議会議員に当選されました奥田俊夫議員、鎌田隆宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、日程第11、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、井手町の選出議員は1名となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲）　　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲）　　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に中谷祥彰議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中谷祥彰議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（脇本尚憲）　　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中谷祥彰議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中谷祥彰議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

次に、日程第12、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

京都地方税機構規約第8条の規定により、井手町選出議員は1名となっております。

お諮りします。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長（脇本尚憲） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、
立会人に鎌田隆宏議員及び奥田俊夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長（脇本尚憲） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

議長（脇本尚憲） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます
ので、順番に投票願います。点呼を命じます。

議会事務局長（中谷 誠） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1 番、鶴田慶祐議員。

2 番、中谷祥彰議員。

3 番、岩田幸子議員。

4 番、加賀山睦議員。

5 番、木村健太議員。

6 番、谷田健治議員。

7 番、鎌田隆宏議員。

8 番、田中保美議員。

9 番、奥田俊夫議員。

10 番、脇本尚憲議員。

(投票)

議長（脇本尚憲） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鎌田隆宏議員及び奥田俊夫議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(脇本尚憲) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、鶴田慶祐議員 9 票、谷田健治議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、鶴田慶祐議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(脇本尚憲) ただいま京都地方税機構議会議員に当選されました鶴田慶祐議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩いたします。午後からは 1 時半からです。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午後 1 時 30 分

議長(脇本尚憲) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第 13、議案第 32 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、奥田俊夫議員の退場を求めます。

(奥田俊夫議員退場)

議長(脇本尚憲) 提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(脇本尚憲) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) それでは、議案第 32 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、奥田俊夫氏(満 62 歳)。なお、任期であります。議選の監査委員につきましては、議員の任期であります令和 12 年 4 月 28 日までであります。委員は 2 名でございまして、他の委員は小川 均氏でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから議案第３２号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３２号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、議案第３２号、井手町監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

奥田俊夫議員の入場を許します。

（奥田俊夫議員入場）

議長（脇本尚憲）　この際、暫時休憩します。

休憩　午後　１時３２分

再開　午後　１時３４分

議長（脇本尚憲）　休憩前に引き続き、再開します。

なお、先ほど決定した議会構成については、お手元のとおりです。

次に、日程第１４、報告第３号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子）　それでは、報告第３号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

１枚めくっていただきまして、専決処分書であります。井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、令和８年３月３１日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、5 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1 7 6 8 ページ、第 1 8 条の 3、納税証明事項の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 7 6 8 ページ、第 1 9 条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、環境性能割を延滞金の対象から削除するものであります。

次のページをお開きください。

例規ページ数 1 7 7 3 ページ、第 3 2 条、所得割の課税標準の規定でありまして、法改正に伴い、納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が 3 % 以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き相互課税の対象とした上で、上場株式等の配当等に対し、一般の株主と同様に、特別徴収の対象とすることとされたことによる条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

次に、例規ページ数 1 8 0 5 ページ、第 7 9 条、軽自動車税の納税義務者等の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、環境性能割に関する規定を削除し、第 3 項を第 2 項とし、名称を種別割から軽自動車税に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 0 6 ページ、第 8 0 条、軽自動車税のみなす課税の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、環境性能割に関する規定を削除する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1 8 0 6 ページ、環境性能割の課税標準の規定から、次のページをお開きください。例規ページ数 1 8 0 7 ページ、第 8 0 条の 8、環境性能割の減免の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、条文を削除するものであります。

1 0 ページをご覧ください。

次に、例規ページ数 1 8 0 7 ページ、第 8 1 条、種別割の税率の規定から、

次のページをご覧ください。例規ページ数 1 8 0 8 ページ、第 8 4 条、種別割の徴収の方法の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出しを含み、種別割を軽自動車税に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 0 8 ページ、第 8 6 条、種別割に関する申告または報告の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出しを含み、種別割を軽自動車税に改め、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1 8 0 9 ページ、第 8 7 条、種別割に係る不申告等に関する過料の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出し中、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものであります。

次に、例規ページ数 1 8 0 9 ページ、第 8 8 条、軽自動車税の減免の規定から、第 8 9 条、身体障害者等に対する種別割の減免の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出しを含み、「種別割」を「軽自動車税」に改める条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

次に、例規ページ数 1 8 1 1 ページ、第 9 0 条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、「第 7 9 条第 3 項ただし書」を「第 7 9 条第 2 項ただし書」に改め、「種別割」を「軽自動車税」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 8 2 6 ページ、附則第 7 条の 3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でありまして、附則第 7 条の 3 は平成 1 1 年から平成 1 8 年までの入居者を対象としており、平成 2 8 年度分の個人住民税まで適用されるものであり、同年度分の個人住民税の更正・決定期間を含め、適用され得ることがなくなったことから、見出し及び当該規定を削除するものであります。

次のページをご覧ください。

次に、例規ページ数 1 8 2 6 ページ、附則第 7 条の 3 の 2 の規定でありまして、附則第 7 条の 3 の見出し及び当該規定を削除したことから、附則第 7

条の３の２に見出しとして、「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」を付し、同条を附則第７条の３とするとともに、法附則第５条の４が削除され、旧の法附則第５条の４の２が附則第５条の４に繰り上げられたことに伴う引用条文の条を繰り上げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数１８３１ページ、附則第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を延長するとともに、条例附則第７条の３の削除及び旧の附則第７条の３の２を繰り上げたことによる条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

次に、例規ページ数１８３３ページ、附則第１０条の２、附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、地方税法附則第１５条の改正内容に基づき、第１８項から第２０項を削除し、第２１項から第２８項までをそれぞれ３項ずつ繰り上げ、第３項から旧の第２６項における引用条文の項を改め、第１０項から第１６項に規定する割合をそれぞれ改めるとともに、２１ページをお開きください。今回、第２６項として、新たに法附則第１５条の１１第１項の規定を追加するものでありまして、本条に定める固定資産の課税標準の特例措置の規定を改める条文の整備であります。

なお、本町におきましては、わがまち特例に規定される固定資産について、法が定める参酌基準以外の特例割合を適用する特段の理由もないことから、これまでから、法の参酌基準の割合で定めております。また、本町にはこの規定の適用を受けるものはございません。

次に、例規ページ数１８３４ページ、附則第１０条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改めるとともに、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の対象が特別特定建築物全般に拡充されたことにより、新築軽減に対する固定資産税の減税を受けようとする者がすべき申告について、地方税法附則第１５条の１１の改正内容に基づき、申告に添付すべき書類の規定を改める条文の整備であります。

２４ページをお開きください。

次に、例規ページ数１８４２ページ、附則第１５条の２、軽自動車税の環

環境性能割の賦課徴収の特例の規定から、２６ページをお開きください。例規ページ数１８４３ページ、附則第１５条の６、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、条文を削除するものであります。

次に、例規ページ数１８４３ページ、附則第１６条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出しを含み、「の種別割」を削り、環境性能割に関する引用条文を削り、法附則第３０条の改正に併せて字句を改めるとともに、グリーン化特例の適用期間を延長し、適用期間の終了した営業用乗用車に係る燃費性能等による経過の規定を削除する条文の整備であります。

２８ページをご覧ください。

次に、例規ページ数１８４４ページ、附則第１６条の２、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことから、見出しを含み、「の種別割」を削るとともに、附則第１６条第４項を削除したことによる、法を改める条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

次に、例規ページ数１８４４ページ、附則第１６条の３、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定から、３１ページをお開きください。例規ページ数１８７４ページ、附則第１７条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、附則第７条の３の削除及び旧の附則第７条の３の２を繰り上げたことによる条文の整備であります。

次のページをお開きください。

例規ページ数１８４７ページ、附則第１７条の２、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でありまして、法改正に伴い、対象期間が延長されたことによる条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

例規ページ数１８４９ページ、附則第１８条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定から、３７ページをお開きください。例規ページ数１８５４ページ、附則第２０条の３、条例適用利子等及び条例適用配当等

に係る個人の町民税の課税の特例の規定までの改正につきましては、法改正に伴い、附則第7条の3の削除及び旧附則第7条の3の2を繰り上げたことによる条文の整備であります。

それでは、4ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

次に、第2条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条、井手町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6番（谷田健治） 質疑の前に、先ほどの提案で、提案文書の31ページの条例のページ、長期譲渡所得に関わる個人の町民税の課税の特例のところで、1847ページを1874ページとおっしゃったと思うんですが、ちょっと確認、訂正があればしていただきたいと思います。

まず、以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） ただいまの谷田議員のご指摘でございますが、ページ数は、正しくは1847ページでございます。申し訳ございませんでした。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6番（谷田健治） 軽自動車に関わるところで幾つか質疑させていただきたいんですが、まず1点目、軽自動車税の環境性能割が廃止されてこの条例が改正されるという部分、その点で言いますと、今まで軽自動車については、

自動車取得時に環境性能に応じて、いい環境の車なのか、環境に負荷を与える、そういう性能に応じて零から２％の税負担を求める環境性能割があったと。今回これが廃止になるわけですね。そうしますと、結果として減税になるというふうに思うんです。町に入ってくるお金で言えば、それがなくなるわけですが、そういうふうに理解させてもらっていいのかということです。まずその点をお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

谷田議員おっしゃるとおり、取得時に、環境性能割というものがゼロから２％、環境性能に合わせた税率で税が課されていたものがなくなるということとあります。こちらにつきましては、まず取得をするときに税の負担があるということも考慮されて廃止をされたものでありますので、おっしゃるとおり、納税者の方からすると税の負担が軽くなるというものになります。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

６番（谷田健治） ですから、税の負担が軽くなるということは、本来ならば井手町の方に環境性能割があったときに入ってくる税金が入ってこないということは、井手町にとっては税の収入は減るということではよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） ただいまのご質問でございますが、税といたしましては、この３年間ぐらいの平均で約５５０万円程度環境性能割が入っていたのが税収としては少なくなることにはなりますが、その補填といたしまして国から措置が取られるということは聞いております。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 国の方からそういう補填があるということで、井手町にとっては、これに伴って税が入っていたときと同じようなことがあるということですね。

もう 1 点です。環境性能割というのは、車を買う人に、環境のためには、環境にいい車を買ってほしいと、そういう誘導するようなことだったと思うんですね。ところが、今回それがなくなるということは、環境にとっては、代わりに何か車を買う人に対して誘導するといいますか、これを担保するような、そういう政策みたいなものは国は取るのでしょうか。もし分かれば、そういう情報があれば伺いたいと思うんですが、どうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） ただいまのご質問なんですけれども、1 点、環境に特化したといいますか、環境負荷の少ない、環境に優しい車に対しましては、本町でも税条例の中で経過というもので、購入して、翌年の税金については 1 年輕減するというものを定めておりますので、その期間は今回 2 年延長されております。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 3 号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第 3 号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、報告第 3 号は承認することに決定しました。

次に、日程第 15、報告第 4 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） それでは、報告第４号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

１枚めくっていただきまして、専決処分書であります。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、令和８年３月３１日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、３ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数１９７３・３ページ、附則であります。附則第２項から附則第６項までの規定の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、見出しを含み、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、今回新たに附則第７項として、法改正に伴い、法附則第１５条の１第１項の条例で定める割合の規定を追加する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、旧の附則第７項の改正につきましては、同項を附則第８項に改めるとともに、法改正によりバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る特別措置の対象が特別特定建築物全般に拡充されたことにより、見出しを含み、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、新築軽減に対する都市計画税の減税を受けようとする者がすべき申告について、地方税法附則第１５条の１１の改正内容に基づき、申告書に添付すべき書類の規定を改める条文の整備であります。

次に、旧の附則第８項から７ページをお開きください。

旧の附則第１８項までの規定の改正につきましては、法改正に伴い、今回新たに附則第７項を追加したことに伴う附則の項及び引用条文の項をそれぞれ１項ずつ繰り下げる条文の整備であります。

それでは、２ページに戻っていただきまして、附則であります。

第１項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和８年４月１日から施行する。

次に、第２項及び第３項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第４号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第４号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、報告第４号は承認することに決定しました。

次に、日程第１６、報告第５号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 森田保健医療課長。

保健医療課長（森田 肇） それでは、報告第５号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書であります。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように

定める。上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページ、第2条、課税額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、基礎課税額の課税限度額について改め、今回新たに子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額の規定を追加するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、基礎課税額の課税限度額及び6ページの第2号の5割軽減と7ページの第3号の2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改めるものであります。今回、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額及び5ページの第1号に7割軽減の、6ページの第2号に5割軽減の、7ページの第3号に2割軽減の減額措置に係る基準額の規定をそれぞれ追加するものであります。

次に、8ページをご覧ください。

第2項は未就学児に対する減額措置の規定でありまして、今回新たに9ページの第3号に子ども・子育て支援納付金課税額の規定を追加するものです。

次に、9ページをご覧ください。

第3項は出産被保険者に対する減額措置の規定でありまして、今回新たに10ページの第7号から第9号に子ども・子育て支援納付金課税額の規定を追加するものです。

次に、11ページをご覧ください。

第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額について、今回新たに18歳未満の被保険者の均等割額に係る減額措置の規定を追加するものです。

それでは、3ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第２項適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　谷田議員。

６番（谷田健治）　幾つか質問します。

現在、井手町の国保の加入者、一番直近で分かるのは何人おられて、それで世帯数は何世帯かということをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　森田保健医療課長。

保健医療課長（森田　肇）　ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

当初賦課、課税の方はこれからでございますので、当初予算の編成時点の人数で申し上げますと、まず被保険者数につきましては１，３６１人、それから世帯の方は８９７世帯となっております。

以上です。

議長（脇本尚憲）　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　谷田議員。

６番（谷田健治）　加入者の中で、この条例の中でも１８歳というのが一つの境目になっているわけですが、１８歳以上の方の人数、それから１８歳以下です。その以下の中で、未就学の人数、その３点について伺います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　森田保健医療課長。

保健医療課長（森田　肇）　ただいまのご質問ですけれども、先ほどの被保険者のうち、内訳としまして、１８歳以上の被保険者につきましては１，２２０人、それから、１８歳以下、ちょうど境目になるんですけども、１４１人となっております。さらに、そのうち未就学児ですので、６歳までの方につきましては３８人という内訳となっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 次、平均の税額、世帯によって違うと思います。平均税額は 1 人当たり金額幾らなのかと、1 世帯当たり幾らかということを伺います。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 森田保健医療課長。

保健医療課長（森田 肇） ただいまの平均の税額についてですが、こちらについても当初予算の編成時の調定額ベースで申し上げますと、1 人当たりにつきましては年額で 3, 1 8 6 円となっております。それから、世帯については 4, 3 3 3 円の金額というふうになっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 谷田健治議員。

6 番（谷田健治） この条例によりますと、最高の、いわゆる限度額が 1 万円上がるということになるんですが、この影響を受ける方、何世帯で何人おられるのか。それと、その影響額というのは幾らなのかについて伺います。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 森田保健医療課長。

保健医療課長（森田 肇） ただいまの限度額の影響の関係のご質問ですが、まず、これも当初予算ベースになるんですが、基礎課税分、いわゆる医療分につきましては、今回 1 万円の引上げというか影響になっておりますので、こちらについては 7 世帯ございます。ついでに、影響額につきましては 7 万円というふうになっております。

それから、続きまして、子ども・子育て支援納付金、こちらの方は新設になるんですが、限度額については 3 万円というふうになっておりますので、該当は 4 世帯ございますので、1 2 万円の影響というふうになっております。

なお、被保険者数につきましては当初予算ベースでは把握しておりませんので、ご了承をお願いいたします。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（脇本尚憲） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） ただいま提案されております井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

まず1点目に、今回のこの税の条例では税が引き上がるということであり
ます。まずそのことが1点。

住民の皆さんからは、国保税、もっと安くならないのかなど、そういう声をたくさんお聞きしてきましたが、こういう状況の中で引き上がるということ、国の方の影響なんですけども、そのことで、まず1点反対いたします。

それから、最高限度額、先ほどもお答えありましたけども、12万円上がるなどありましたけども、最高限度額が、収入の多い方は当然だという意見もあるんですけども、家庭によっては子どもの人数が多いということで、最高限度額に達したりする場合があります。今、物価高で生活が大変なときに引き上げるべきではないというのが大きな一つ目の柱です。

それからもう一つは、やっぱり今回のこの引上げがなぜ起こっているかというと、子育て世代への支援の財源を、この国保、さらにはほかの医療保険、協会けんぽも含めて、そういうところに求めているわけです。これは、本来は、私たちは国保というのは、自分たちの健康を守り、それを保障していくためにしているお金なんですよね。それに対して、そういうところにこういう課税をしていくということ自体は誤りだというふうに思っています。その財源を目的外の医療保険に求めていると、そういうところで間違っていると思います。

日本共産党は、大企業や富裕層の方にこそ応分の負担を求めるべきだと、そういう税制改革をしなければいけないというふうに考えています。特に今、大軍拡で福祉や教育が削られ、軍事費が大幅に増えています。消費税減税などの財源と併せて、子育て支援の財源も確保することは可能だと思います。それを進めることが必要だと思います。そういう視点から、今回のこの条例を改正する制定の件については反対をいたします。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲） 挙手多数です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第17、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和7年度井手町一般会計補正予算（第9回）でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。令和7年度井手町一般会計補正予算（第9回）。令和7年度井手町の一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,940万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,704万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。

「第2表地方債補正」でございます。起債の目的、1目総務施設整備事業債、今回720万円を減額いたしまして、限度額を630万円とするもので

あります。

3目農林施設整備事業債、今回120万円を減額いたしまして、限度額を1,440万円とするものであります。

4目商工施設整備事業債、今回90万円を減額いたしまして、限度額を1,530万円とするものであります。

6目消防防災施設等整備事業債、今回420万円を減額いたしまして、限度額を6,950万円とするものであります。

7目教育施設整備事業債、今回500万円を減額いたしまして、限度額を2億3,760万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1款町税、補正前の額9億5,891万7,000円、補正額4,021万8,000円、計9億9,913万5,000円であります。

2款地方譲与税、補正前の額2,800万円、補正額66万6,000円、計2,866万6,000円であります。

3款利子割交付金、補正前の額60万円、補正額127万6,000円、計187万6,000円であります。

4款配当割交付金、補正前の額800万円、補正額248万4,000円、計1,048万4,000円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額1,300万円、補正額242万6,000円、計1,542万6,000円であります。

6款法人事業税交付金、補正前の額2,000万円、補正額149万5,000円、計2,149万5,000円であります。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億9,600万円、補正額519万1,000円、計2億119万1,000円であります。

9款環境性能割交付金、補正前の額600万円、補正額39万5,000円の減、計560万5,000円であります。

10款地方特例交付金、補正前の額520万円、補正額135万7,000

０円の減、計３８４万３，０００円であります。

１１款地方交付税、補正前の額１８億円、補正額４億５，４９０万４，０００円、計２２億５，４９０万４，０００円であります。

１２款交通安全対策特別交付金、補正前の額４０万円、補正額４０万円の減、計ゼロであります。

１５款国庫支出金、補正前の額９億４，５５０万５，０００円。補正額３，４４２万６，０００円の減、計９億１，１０７万９，０００円であります。

１６款府支出金、補正前の額３億６２４万２，０００円、補正額７，５９７万２，０００円、計３億８，２２１万４，０００円であります。

１８款寄附金、補正前の額１，４４６万３，０００円、補正額２２６万９，０００円、計１，６７３万２，０００円であります。

１９款繰入金、補正前の額１２億７，２５６万円、補正額７億５６３万６，０００円の減、計５億６，６９２万４，０００円であります。

２０款繰越金、補正前の額１億４，０３５万５，０００円、補正額２億２，１５０万５，０００円、計３億６，１８６万円であります。

２１款諸収入、補正前の額２，２３４万１，０００円、補正額１，１７１万１，０００円、計３，４０５万２，０００円であります。

２２款町債、補正前の額６億９，４２０万円、補正額１，８５０万円の減、計６億７，５７０万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額６５億１，７６４万２，０００円、補正額５，９４０万３，０００円、計６５億７，７０４万５，０００円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。１款議会費、補正前の額７，０９３万６，０００円、補正額１１０万円の減、計６，９８３万６，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１１０万円の減であります。

２款総務費、補正前の額１４億６３１万４，０００円、補正額２億７，５４６万９，０００円、計１６億８，１７８万３，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，７７０万円、地方債の７２０万円の減、その他の２５１万３，０００円、一般財源の２億６，２４５万６，０００円であります。

３款民生費、補正前の額１４億７，９１２万７，０００円、補正額７，２１７万３，０００円の減、計１４億６９５万４，０００円、財源内訳といた

しまして、国・府支出金の１，８９３万３，０００円の減、その他の１００万円の減、一般財源の５，２２４万円の減であります。

４款衛生費、補正前の額３億９，８６２万９，０００円、補正額４，４５０万円の減、計３億５，４１２万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の７０５万５，０００円の減、一般財源の３，７４４万５，０００円の減であります。

６款農林水産業費、補正前の額１億２，１４５万１，０００円、補正額２００万円の減、計１億１，９４５万１，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１３０万円、地方債の１２０万円の減、一般財源の２１０万円の減であります。

７款商工費、補正前の額１億５，６１０万６，０００円、補正額１，９５０万円の減、計１億３，６６０万６，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の３６万３，０００円、地方債の９０万円の減、その他の２，３８０万円の減、一般財源の４８３万７，０００円であります。

８款土木費、補正前の額８億７，７２６万９，０００円、補正額３，０３９万３，０００円の減、計８億４，６８７万６，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，１７７万円、その他の１億１，９５８万４，０００円の減、一般財源の６，７４２万１，０００円であります。

９款消防費、補正前の額３億８，９０４万円、補正額２，９５０万円の減、計３億５，９５４万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，７５６万１，０００円、地方債の４２０万円の減、その他の３，４５３万８，０００円の減、一般財源の８３２万３，０００円の減であります。

１０款教育費、補正前の額、８億１，１９３万３，０００円、補正額１，２００万円の減、計７億９，９９３万３，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の８８４万円、地方債の５００万円の減、その他の６４０万円の減、一般財源の９４４万円の減であります。

１１款災害復旧費、補正前の額３０３万３，０００円、補正額１００万円の減、計２０３万３，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１００万円の減であります。

１２款公債費、補正前の額７億９，６３０万３，０００円、補正額３９０万円の減、計７億９，２４０万３，０００円、財源内訳といたしまして、その他の３億円の減、一般財源の２億９，６１０万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 6 5 億 1, 7 6 4 万 2, 0 0 0 円、補正額 5, 9 4 0 万 3, 0 0 0 円、計 6 5 億 7, 7 0 4 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といまして、国・府支出金の 4, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円、地方債の 1, 8 5 0 万円の減、その他の 4 億 8, 2 8 0 万 9, 0 0 0 円の減、一般財源の 5 億 1, 9 1 6 万 6, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） ページ数、1 6 ページの総務費の 3、財政管理費のところで質問いたします。

減債基金、ずっと井手町はかなり積み立ててきていると思うんですけども、現在これを見ますと、今回 3 億円になっているんです。これを積み立てたら合計幾らになるのかということをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 減債基金の金額でございますが、今回、専決報告の方で 3 億円積みまして、総額の方は約 1 7 億 8, 0 0 0 万円になります。

以上です。

議長（脇本尚憲） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 1 7 ページです。民生費のところで、社会福祉総務費の障害者自立支援事業費です。以前にも同じような質問をしたかと思うんですけども、4, 9 6 7 万 3, 0 0 0 円というふうに、特に扶助費が大きいんですけども、そのところで減になっているんですが、ほかのところと比べてかなり大きい金額です。その減になっている理由について伺います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介）　ただいまのご質問、民生費の障害者自立支援事業費の扶助費の減額理由についてですけれども、まず福祉課の分、4,800万円減のうち、2,000万円を減額しております。減額理由としまして、障がいとの関係で、施設入所支援、グループホームなど、居住系のサービスに移行される方が複数名予定されていたため所要経費を計上しておりましたが、入院等により入所期間が短期となったため、不用額が発生し、その経費について減額するものであります。

以上でございます。

議長（脇本尚憲）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第18、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広）　それでは、報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）であります。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。専決処分書であります。令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）。令和7

年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，１２８万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，３３１万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

３ページをお開き願います。

「第２表地方債補正」であります。起債の目的、水道事業債。今回、１，９００万円を減額いたしまして、限度額を１，１００万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

次のページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。６款繰越金、補正前の額１，８５４万円、補正額２２８万７，０００円の減、計１，６２５万３，０００円であります。

８款町債、補正前の額３，０００万円、補正額１，９００万円の減、計１，１００万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額８，４６０万６，０００円、補正額２，１２８万７，０００円の減、計６，３３１万９，０００円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。１款業務費、補正前の額４，４５１万２，０００円、補正額２２８万７，０００円の減、計４，２２２万５，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の２２８万７，０００円の減であります。

２款事業費、補正前の額３，０３５万円、補正額１，９００万円の減。計１，１３５万円、財源内訳といたしまして、地方債の１，９００万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額８，４６０万６，０００円、補正額２，１２８万７，０００円の減、計６，３３１万９，０００円、財源内訳といたしまして、地方債の１，９００万円の減、一般財源の２２８万７，０００円の減

であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（脇本尚憲）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

次に、日程第19、報告第8号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広）　それでは、報告第8号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和7年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年度井手町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水管詳細設計業務委託、予算計上額2,250万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額2,250万円、財源内訳といたしまして、企業債の2,000万円、過年度分損益勘定留保資金の250万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） 以上で、報告第8号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第20、報告第9号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島上下水道課長。

上下水道課長（西島豊広） それでは、報告第9号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和7年度井手町下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年度井手町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、面整備事業、予算計上額3,200万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額3,200万円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の440万円、企業債の2,760万円であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、改築更新事業、予算計上額4,400万円、支払義務発生額1,173万7,000円、翌年度繰越金2,000万円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の744万1,000円、企業債の1,250万円。過年度分損益勘定留保資金の5万9,000円、不用額の1,226万3,000円であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、合藪ポンプ場設備改修等事業、予算計上額7,000万円、支払義務発生額1,087万6,000円、翌年度繰越額5,912万4,000円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の1,856万2,000円、企業債の4,050万円、過年度分損益勘定留保資金の6万2,000円であります。

以上、合計、予算計上額1億4,600万円。支払義務発生額2,261万3,000円、翌年度繰越額1億1,112万4,000円、財源内訳としまして、国庫補助金の3,040万3,000円、企業債の8,060万円、過年度分損益勘定留保資金の12万1,000円、不用額の1,226万3,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） 以上で、報告第 9 号、繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 4 3 分

再開 午後 2 時 4 5 分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいま、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、日程第 21 として追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、日程第 21 として議題とすることに決定しました。

次に、日程第 21、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。

よって、これをもちまして令和 8 年 5 月井手町議会臨時会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 4 7 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 谷 田 健 治

議 長 脇 本 尚 憲

署名議員 鶴 田 慶 祐

署名議員 谷 田 健 治